

平成30年度 第2回 水戸市都市景観審議会

1

弘道館・水戸城跡周辺地区について

諮問第1号 都市景観重点地区の指定 及び 地区都市景観計画
の策定について

諮問第2号 屋外広告物特別規制地区の指定の変更について



2

趣 旨

住民・事業者・行政による協働のもと、地区の良好な景観を保全するとともに、魅力をより高めていくため、都市景観重点地区の指定と屋外広告物特別規制地区の区域の拡大を行います。



都市景観重点地区とは

○制度の目的

都市景観重点地区とは、「水戸市都市景観条例」に基づき指定する地区であり、地区の特色を生かした優れた都市景観づくりを進めるために、地区の基本目標、方針及び基準を定め、建築するときなど、あらかじめの届出により、景観形成を誘導します。

【区域】 歴史的な雰囲気を残し、特色ある市街地景観を形成する地区など

【地区都市景観計画】

- ・基本目標：都市景観づくりの基本目標
- ・公共施設の整備方針：道路や公園などの公共施設の整備に関する方針
- ・都市景観基準：建築物や工作物などの都市景観の整備のための基準

屋外広告物特別規制地区とは

○制度の目的

屋外広告物特別規制地区とは、「水戸市屋外広告物条例」に基づき指定する地区であり、地区の特色を生かした景観づくりに支障となる屋外広告物を制限し、良好な景観を保全します。

【設置できなくなる屋外広告物】



諮問第 1 号

都市景観重点地区の指定 及び 地区都市景観計画の策定について

区域の設定について

- ・ 弘道館・水戸城跡の範囲を基本とする。
- ・ 周辺の歴史的資源や歴史的景観づくりに取り組み施設等の景観資源を含むとともに、それらと一体的な景観を形成する範囲を含む区域とする。
- ・ 重要な視点場（水戸駅北口ペDESTリアンデッキ、弘道館前、大手橋上）からの眺望景観を保全する範囲を含む区域とする。

7

都市景観重点地区の区域



弘道館・水戸城跡周辺地区 (約51ha)

8

地区都市景観計画について

基本目標

『歴史・文化のまちにふさわしい
風格ある景観』

9

公共施設の整備方針

【道路】

周辺景観との調和
回遊性を高める
空間形成



【公園・緑地】

うるおいとやすらぎが
感じられる空間形成



【街路樹】

うるおいと風格ある
道路景観形成



【法面・擁壁】

自然との調和



【サイン】

視認性・統一性
地域資源を
引き立たせる



【駐車場】

周辺景観との調和

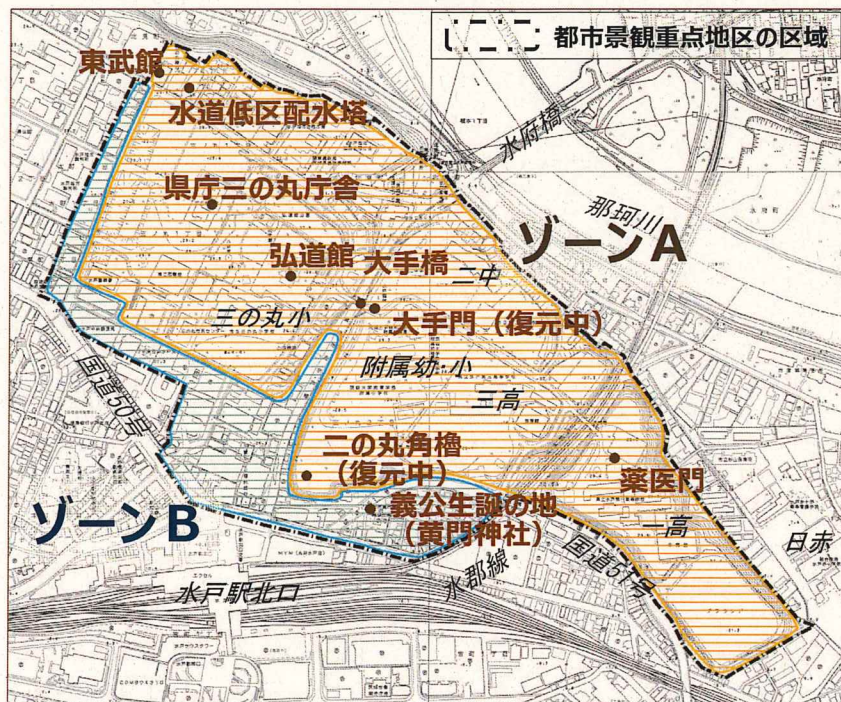


10

都市景観基準 (地区の景観特性)



都市景観基準 (地区の区分)



都市景観基準 (基準設定の考え方)

【ゾーンA】

- 1 弘道館や水戸城跡をはじめとした**歴史的資源**と調和し、**歴史が感じられる景観**を形成する。
- 2 水戸城跡の斜面緑地や弘道館公園をはじめとした**豊かな緑**と調和し、**うるおいが感じられる景観**を形成する。

【ゾーンB】

- 1 **風格あるまちなみ**を形成するとともに、**にぎわいが感じられる景観**を形成する。
- 2 都市的なまちなみの中に**緑の空間**を確保し、**うるおいが感じられる景観**を形成する。
- 3 **歴史が感じられる空間**や**豊かな緑**に配慮した**景観**を形成する。

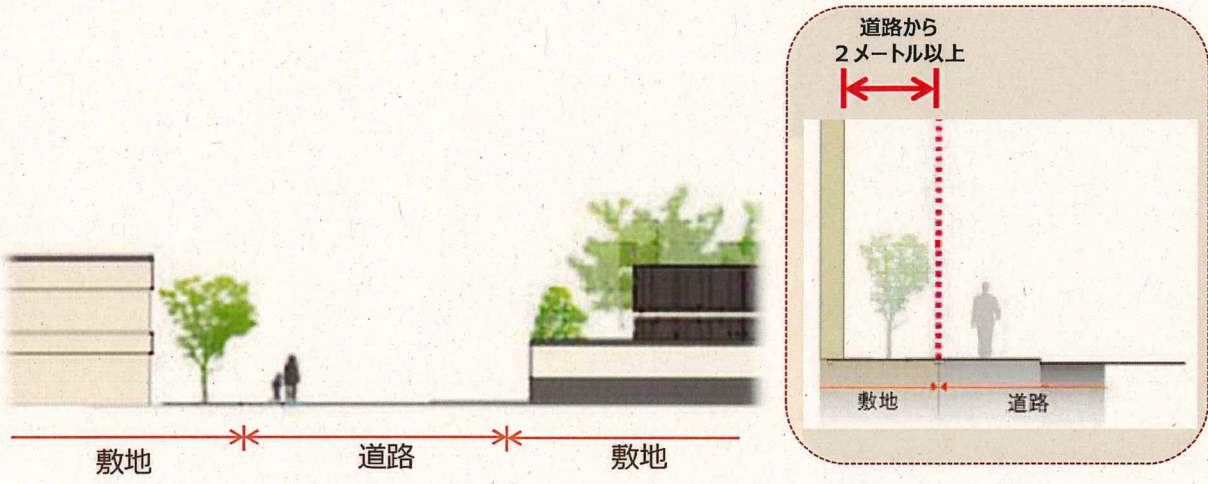
ゾーンA

都市景観基準 (主な基準)

項目	基準
配置	・道路に面する側は、歩行空間のゆとりの創出や緑化のため、壁面を2メートル以上後退させる。
高さ	・概ね10メートル以下となるように配慮する。ただし、道路に面する側に十分な空地を確保するなど、歴史が感じられる景観形成に支障とならない場合は、この限りでない。
形態・意匠	・奇抜なものとはせず、落ち着いた形態・意匠とする。 ・周辺の歴史的建造物等の形態・意匠を取り入れるように努める。
色彩	・色彩基準 I の範囲内とする。 ・周辺の歴史的建造物等と調和した落ち着いた色彩とする。
植栽	・緑の連続性に配慮し、道路に面する部分は、樹木による緑化を行う。
駐車場	・道路に面する部分は、植栽や路面の工夫等により、周辺景観との調和に配慮する。
屋外広告物	・周辺景観と調和した形態・意匠、色彩とする。

配置

・道路に面する側は、歩行空間のゆとりの創出や緑化のため、壁面を2メートル以上後退させる。



道路沿いにゆとりの空間や緑があると、道路空間が快適になります。

高さ

・概ね10メートル以下となるように配慮する。ただし、道路に面する側に十分な空地を確保するなど、歴史が感じられる景観形成に支障とならない場合は、この限りでない。

【イメージ】概ね15メートルの建物ができた場合



景観形成に支障となります。



【現在】概ね10メートル以下の街並み



形態・意匠

- ・奇抜なものとはせず、落ち着いた形態・意匠とする。
- ・周辺の歴史的建造物等の形態・意匠を取り入れるように努める。

～イメージ～



奇抜な形態・意匠の建築物は、遠くから見ても目につきやすく、周辺景観の印象を変えてしまいます。

～事例～



弘道館



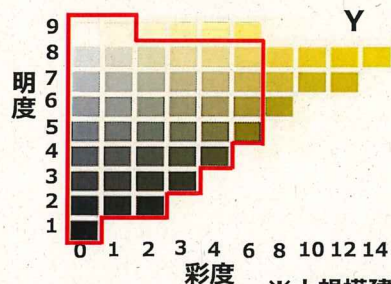
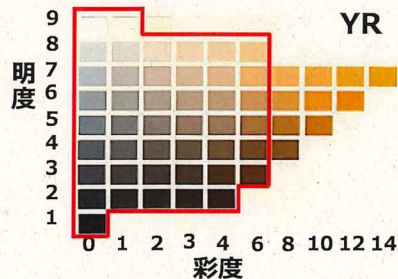
白壁や板張り、瓦屋根を取り入れることで、歴史的な雰囲気と調和しやすくなります。

色彩

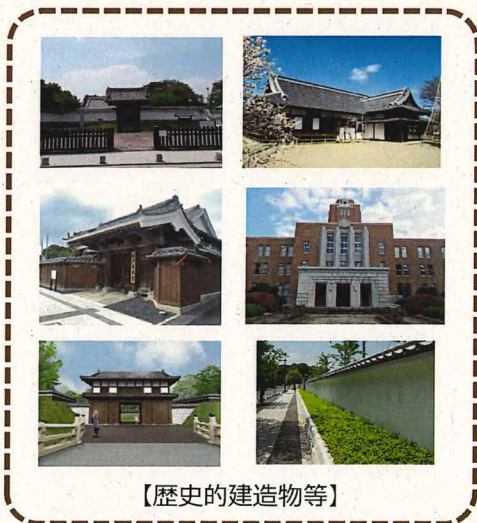
- ・色彩基準 I の範囲内とする。
- ・周辺の歴史的建造物等と調和した落ち着いた色彩とする。

～マンセル表色系の色票～

基準の範囲



※大規模建築物は明度3以上



【歴史的建造物等】

植栽

・緑の連続性に配慮し、道路に面する部分は、樹木による緑化を行う。

～イメージ～

【緑化前】



【緑化後】



道路側への緑化は、まちなみの中で緑を印象付け、緑の連続性につながります。

駐車場

・道路に面する部分は、植栽や路面の工夫等により、周辺景観との調和に配慮する。

～事例～



道路沿いの植栽により、車を見えにくくしています。



路面に植栽を取り入れ、殺風景な印象を和らげています。

屋外広告物

・周辺景観と調和した形態・意匠，色彩とする。

～事例～



周辺景観との調和に配慮しています。

都市景観基準 (主な基準)

項目	基準
配置	・道路に面する側は，歩行空間のゆとりの創出や店先演出，緑化のため，壁面をできる限り後退させる。
高さ	・水戸駅北口ペデストリアンデッキ上から二の丸角櫓への眺めを遮らないように配慮する。
形態・意匠	・低層部は，道路から店内が見える開口部とするなど，にぎわいの演出に配慮し，中高層部は，落ち着いた形態・意匠とする。 ・ゾーンAの街並みと調和を図るなど，歴史が感じられる景観形成に配慮した形態・意匠とする。
色彩	・色彩基準Ⅱの範囲内とする。ただし，ゾーンAにおける歴史が感じられる景観形成に影響を及ぼす場合は，ゾーンAの色彩の例による。
植栽	・緑の連続性に配慮し，道路に面する部分は，樹木による緑化を行う。
駐車場	・道路に面する部分は，植栽や路面の工夫等により，周辺景観との調和に配慮する。 ・付帯施設の色彩は，建築物の例による。ただし，安全上必要なものは，この限りでない。
屋外広告物	・周辺景観と調和した形態・意匠，色彩とする。 ・建築物に表示又は設置する場合は，低層部とする。ただし，施設名等や懸垂装置のある広告幕は除く。

配置

・道路に面する側は、歩行空間のゆとりの創出や店先演出、緑化のため、壁面をできる限り後退させる。

～事例～



後退部分

道路沿いのゆとりや店先演出、緑はまちのにぎわい創出につながります。



後退部分

道路沿いに空間や緑があると、ゆとりが生まれます。

高さ

・水戸駅北口ペデストリアンデッキ上から二の丸角櫓への眺めを遮らないように配慮する。



【二の丸角櫓復元イメージ】

二の丸角櫓が見えることにより、地区の歴史が感じられます。

形態・意匠①

・低層部は、道路から店内が見える開口部とするなど、にぎわいの演出に配慮し、中高層部は、落ち着いた形態・意匠とする。

～事例～



落ち着いた街並みが風格を感じさせ、店内が見えると街を歩くのが楽しくなります。

形態・意匠②

・ゾーンAの街並みと調和を図るなど、歴史が感じられる景観形成に配慮した形態・意匠とする。

～事例～

ゾーンB ← | → ゾーンA



ゾーンAに面する部分のボリュームを抑え、色彩等を配慮することにより、調和が図られます。



県庁三の丸庁舎の雰囲気を感じられます。

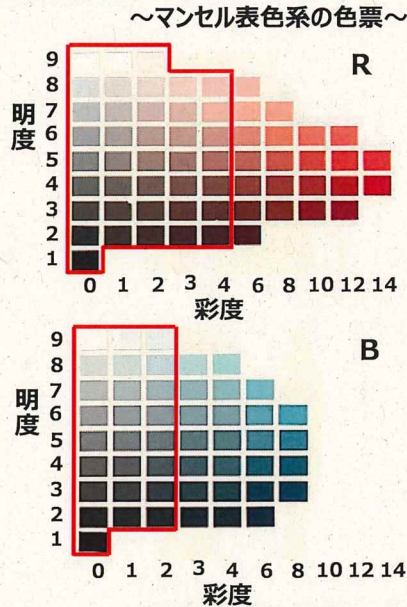
手前：ゾーンB

色彩

・色彩基準Ⅱの範囲内とする。ただし、ゾーンAにおける歴史が感じられる景観形成に影響を及ぼす場合は、ゾーンAの色彩の例による。



周辺のまちなみから突出した派手な色彩



※高さ45m以下の場合。大規模建築物は明度3以上

～ゾーンAの色彩の基準の適合事例～



白壁塀等と調和した落ち着いた色彩とすることで、歴史的な雰囲気維持が図られています。

植栽

・緑の連続性に配慮し、道路に面する部分は、樹木による緑化を行う。

～イメージ～



【緑化前】



【緑化後】

道路側への緑化は、まちなみの中で緑を印象付け、緑の連続性につながります。

駐車場

・道路に面する部分は、植栽や路面の工夫等により、周辺景観との調和に配慮する。
 ・付帯施設の色彩は、建築物の例による。ただし、安全上必要なものは、この限りでない。

～事例～



道路沿いの植栽により、連続した車が見えにくくなっています。



路面に植栽を取り入れ、殺風景な印象を和らげています。

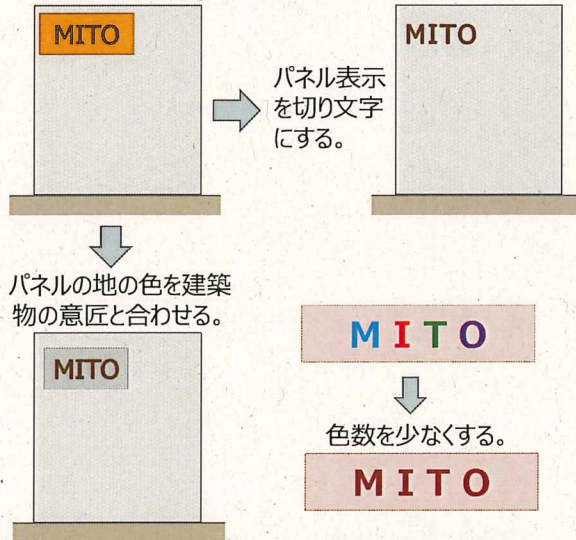


付帯施設の色彩を落ち着いた色彩で統一することで、周辺景観に支障を及ぼしにくくなっています。

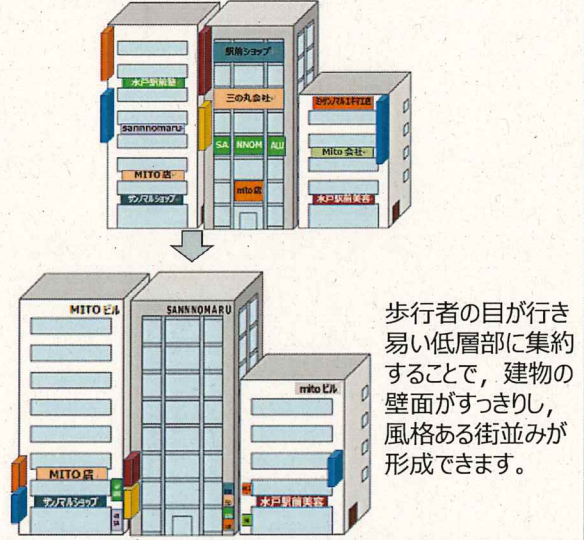
屋外広告物

- ・周辺景観と調和した形態・意匠，色彩とする。
- ・建築物に表示又は設置する場合は，低層部とする。ただし，施設名等や懸垂装置のある広告幕は除く。

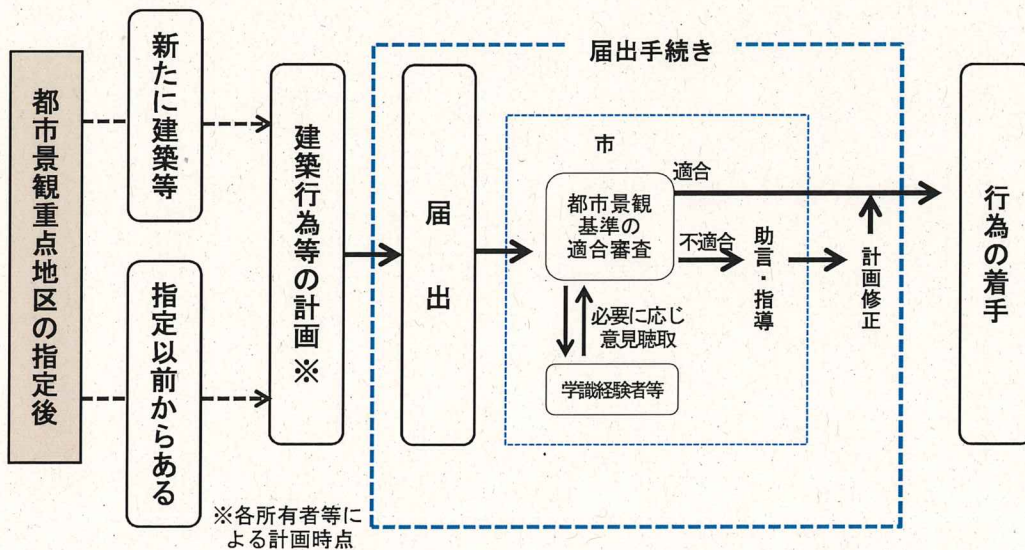
～周辺景観と調和を図るための手法例～



～建築物に設置する場合のイメージ～



都市景観重点地区の指定後



諮問第2号

屋外広告物特別規制地区の指定の変更について

設置できなくなる屋外広告物

水戸市屋外広告物条例第8条第4項の規定により、
下図の屋外広告物の表示又は掲出物件の設置ができなくなります。



区域の設定について

(現在の区域)

- ・ 弘道館周辺の良い景観を保全する。
- ・ 弘道館正門からの良い眺望景観を保全する。

(新たに指定する区域)

- ・ 都市景観重点地区内の良い景観を保全する。
- ・ 水戸駅北口ペDESTリアンデッキから二の丸角櫓方面への良い眺望景観を保全する。
- ・ 大手橋上から水戸駅方面への良い眺望景観を保全する。

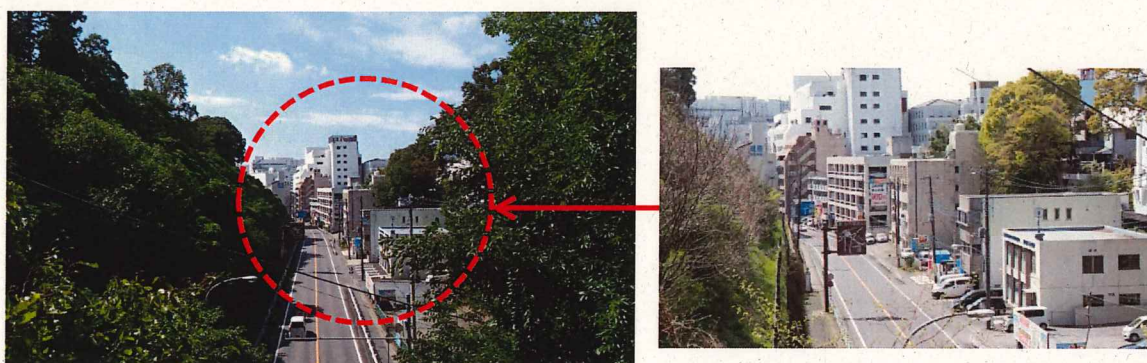
都市景観重点地区内の景観



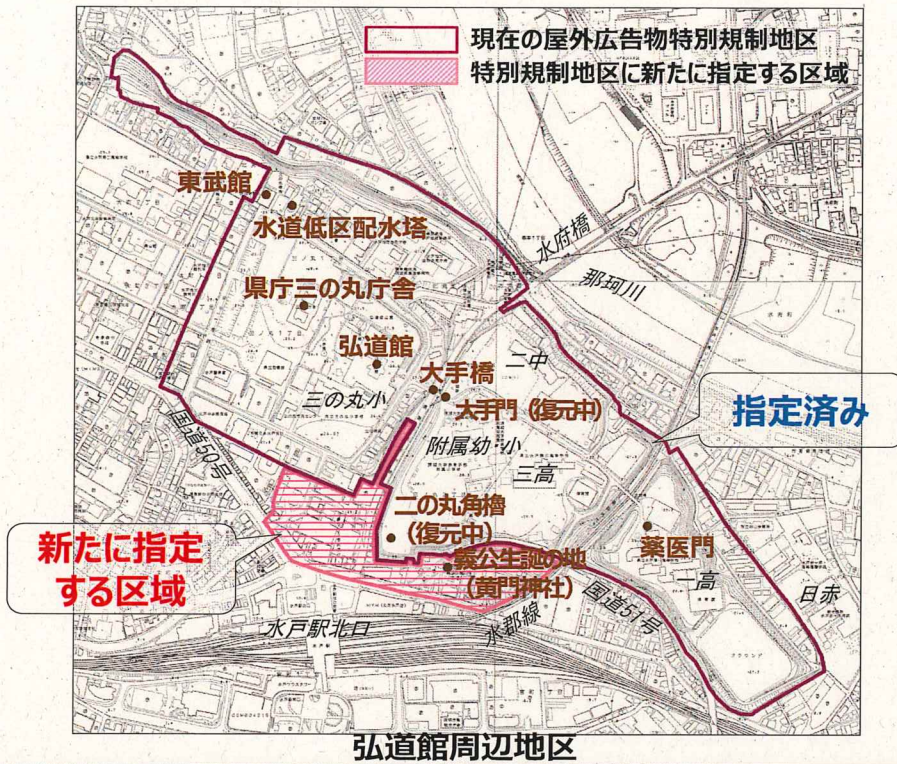
水戸駅北口ペDESTリアンデッキから二の丸角櫓方面への眺望景観



大手橋上から水戸駅方面への眺望景観

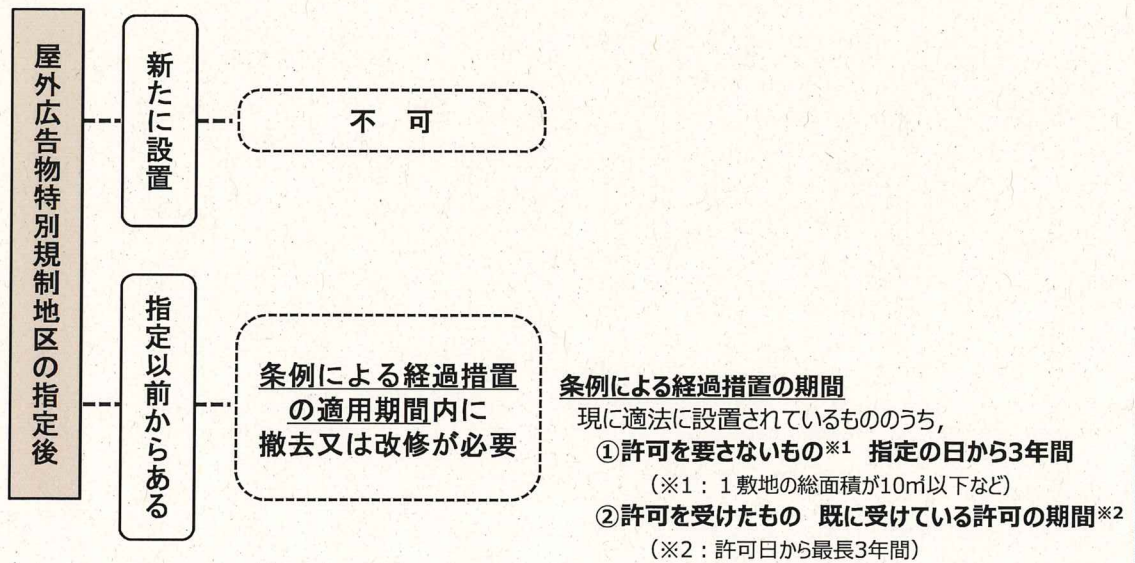


屋外広告物特別規制地区の区域



39

屋外広告物特別規制地区の指定後



40

地区指定までのスケジュール

平成28年3月～平成30年2月	アンケート (配布数：477通，回収数：182通(回収率38.2%)) 意見交換会／勉強会(2回)／まちあるき (参加者数：7名／25名・21名／18名)
平成30年9月29日	地元説明会 (参加者数：17名)
平成30年10月4日	都市景観審議会(意見聴取)
平成30年12月7日 ～平成31年1月7日	パブリックコメント (意見数：1人，1件)
平成31年1月28日(本日)	都市景観審議会(諮問)
平成31年4月1日予定	都市景観重点地区の指定， 屋外広告物特別規制地区の指定の変更の施行

地元における取組



まちあるき(平成29年5月)



勉強会(平成30年2月)



地元説明会(平成30年9月)